

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県議会議長 川口正志

奈良県議会議事事務局規程第三号

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

奈良県議会議事事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会議事規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 身分取扱等

第二十五条を次のように改める。

（身分取扱）

第二十五条 事務局職員の任免、給与、旅費、勤務時間、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについては、知事の事務部局の職員の例による。

第二十六条から第三十四条までを次のように改める。

第二十六条から第三十四条まで 削除

第三十五条を次のように改める。

（準用等）

第三十五条 この規程に定めるもののほか、事務処理等その他必要な事項に関しては、知事の事務部局の職員の例による。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。